

重 要

※ 返還が完了するまで大切に保管してください。

返 還 の て び き

[令和5年度版]

納入期限までに必ず返還しましょう。

奨学生番号	
氏 名	

公益財団法人 鹿児島県育英財団

も く じ

○ 返還を始める皆さんへ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 平成30年度以前に奨学生として採用された者の流れ・・・・・・・・	2
○ 借用証書「本人控え」・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○ 令和元年度（平成31年度）以降に奨学生として採用された者の流れ・・	4
○ 誓約書・奨学金借用証書(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ I 奨学金の返還について ・・・・・・・・・・・・・・・・	6～7
1 奨学金返還の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 月賦返還（口座振替）額・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 利用できる金融機関及び手数料・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4 口座振替手続・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 返還残額通知・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6 返還完了通知・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7 返還金納入の督促等・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2) 返還の督促・催告（文書・電話・訪問）・・・・・・・・	7
(3) 滞納者への法的措置 （裁判所への支払督促申立，強制執行の申立）	7
○ II 返還期限猶予について ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○ III 返還免除について ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○ IV その他の諸届について ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1 転居・改氏名・転籍・勤務先変更届について・・・・・・・・	9
2 連帯保証人変更届について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○ 【各種様式】 ・・・・・・・・・・・・・・・・	10～15
転居・改氏名・転籍・勤務先変更届・・・・・・・・	10
連帯保証人変更届・・・・・・・・・・・・・・・・	11
奨学金返還期限猶予申請書・・・・・・・・	12
申立書・・・・・・・・・・・・・・・・	13
調査書・・・・・・・・・・・・・・・・	14
調査書（記入例）	15

◆ 奨学金は **貸 与** です。

◆ 貸与終了後は，必ず **返 還** しなければなりません。

◆ 返還金は，後輩達の奨学金となる **大切な資金** です。

返還を始める皆さんへ

奨学金の返還は、原則として**口座振替による月賦払**となります。

第一連帯保証人や第二連帯保証人と返還計画について話し合い、**責任をもって確実に返還**してください。

口座振替ができる金融機関は？

口座振替を利用できる金融機関及び契約手数料・振替手数料は次のとおりです。

取扱金融機関	契約手数料	振替手数料
鹿児島銀行（本・支店）	無 料	33円
南日本銀行（本・支店）	無 料	11円
ゆうちょ銀行（本・支店）	無 料	33円

※ 金融機関の改定により手数料が変更になる可能性があります。

口座振替手続の時期

貸与終了後(卒業予定者は卒業前に)、速やかに金融機関窓口で直接、手続を済ませてください。

第1回振替日

貸与終了後7か月目の25日(例：3月卒業者は10月25日)です。(土日祝日の場合は翌営業日)

第2回以降振替日

毎月25日です。(土日祝日の場合は翌営業日)

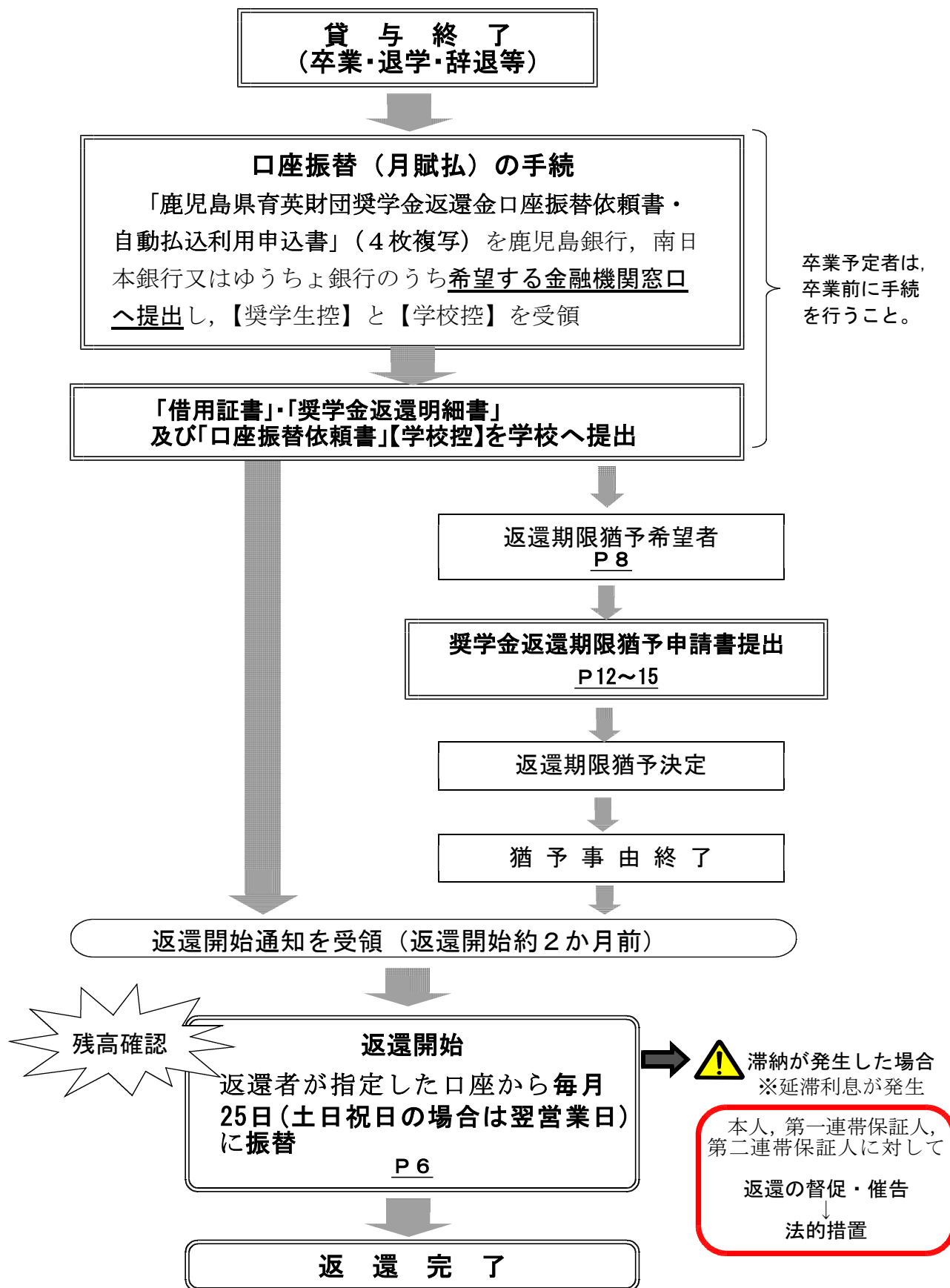
※ 口座振替日の前日までに、振替手数料を含めた額を口座へ入金してください。



- 返還金を滞納した場合は、**延滞利息**が発生します。届け出た口座の**残高不足に注意**しましょう！
- 返還金の滞納が続いた場合は、本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人に対し督促状・催告状の送付、簡易裁判所等へ**支払督促申立、強制執行申立等の法的措置**を行っています。

令和4年度には、182件の支払督促申立を行ったほか、9件の強制執行申立（給与などの差押え）を行いました。

【平成30年度以前に奨学生として採用された者の流れ】



借用証書「本人控え」

※ 学校に提出する前に、「借用証書」をコピーし貼付，又は記載内容を転記してください。

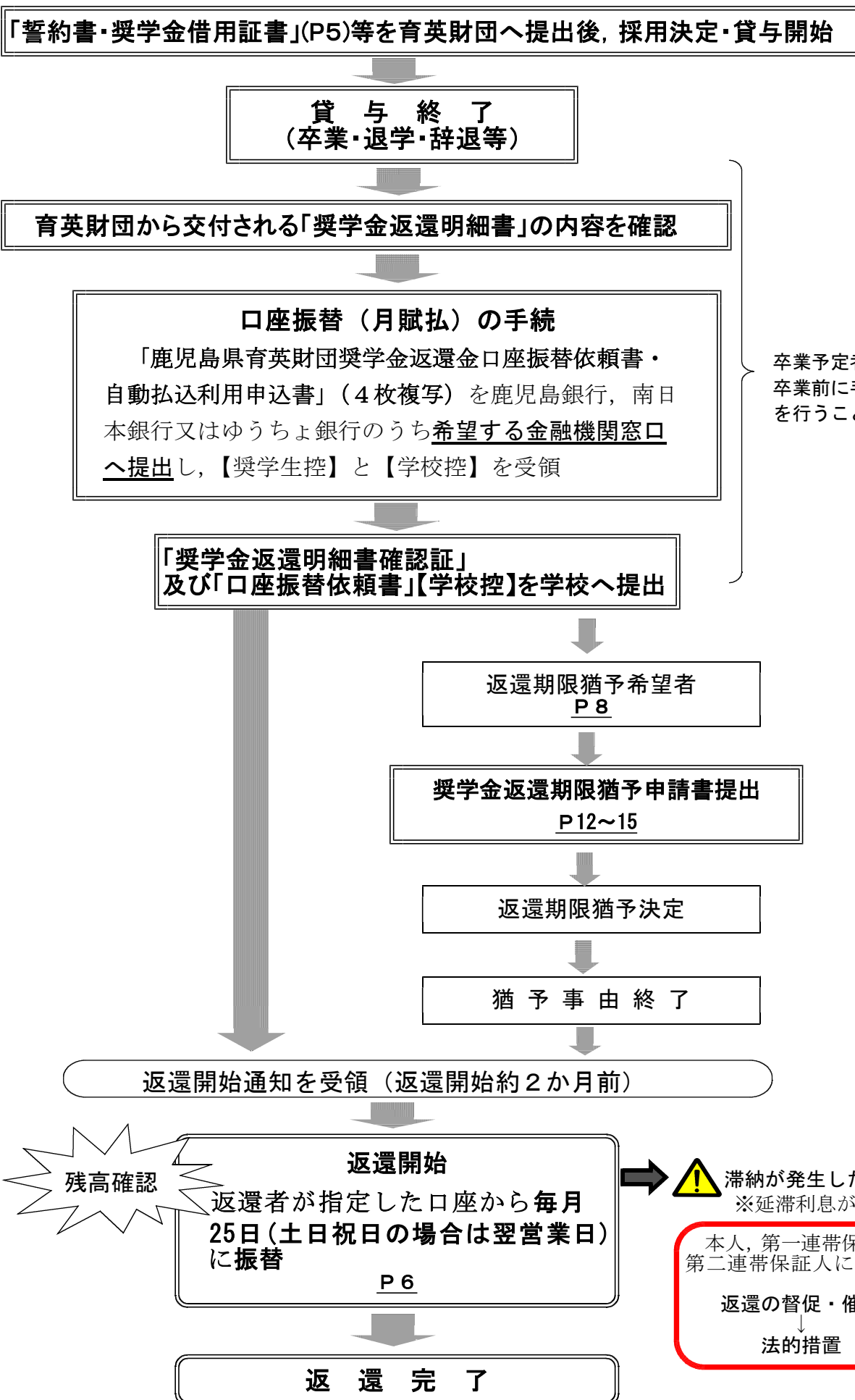
第5号様式

借 用 証 書						租税特別措置法第91条の3 第2項の規定により，収入 印紙の貼付不要
一金						円
1 貴財団貸与奨学生として，上記金額を借用いたしました。ついては貴財団奨学金貸与規程を守り，別記奨学金返還明細書のとおり，滞りなく返還いたします。 2 万一奨学金の返還を怠った場合には，延滞金を課せられたり，奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において，貴財団の指定した日までに，返還未済額の全部を一括返還することを請求されたり，強制執行の手続をとられたりしても異議ありません。また，滞納に関する情報が出身学校長に提供され，学校から支払を督促されても異議はありません。 3 貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は，住所，所在，住居，勤務先，資産，収入等について，官公庁，金融機関等の関係する団体，法人等又は関係する個人に対し調査等を行い，当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。 年 月 日 本人 { 現住所 _____ (自 署) { 氏 名 _____ (印) 第一連帯保証人 { 現住所 _____ (自 署) { 氏 名 _____ (実印) 第二連帯保証人 { 現住所 _____ (自 署) { 氏 名 _____ (実印) ----- (以下は未成年者のみ記入のこと) ----- 親権者 { 現住所 _____ (父又は母) { 氏 名 _____ (印) (自 署) 後見人 { 現住所 _____ (親権者がいない場合) { 氏 名 _____ (印) (自 署) 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿						

- (1) 本人，第一連帯保証人，第二連帯保証人，親権者及び後見人は，必ず各自が署名し，各自の印鑑を押印すること。
また，第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑は実印とし，いずれも印鑑登録証明書を添付すること。
- (2) 第一連帯保証人は，原則として保護者（親権者）とする。いない場合は，兄弟又はこれにかわる者
第一連帯保証人及び第二連帯保証人は，保証能力のある成年者とし，第二連帯保証人は，第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者（免責になった者も含む。）及び再生債務者は不可
- (3) 後見人は，裁判所の手続によって定められた（手続予定も含む），父母に代わって親権を行う人です。

学校担当者	
検 印	
財 団	
検 収 者 印	

【令和元年度(平成31年度)以降に奨学生として採用された者の流れ】



借用確定金額は、「奨学金返還明細書」を本人が確認後、育英財団で記入します。借用予定金額と借用確定金額が異なるのは、通学区分を変更した場合、貸与休止の期間があった場合、卒業前に奨学金を辞退した場合等です。

-5-

【全奨学生共通】

I 奨学金の返還について

1 奨学金返還の方法

奨学金の返還は、原則、口座振替（引落とし）による月賦払となります。

- (1) 貸与規程のとおり、**卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は奨学金の貸与を取り消された日から**6か月を経過した後（7か月目）の、**毎月25日**に指定の口座から振替をします。
- (2) 振替日が金融機関の休業日（土日祝日）にあたる場合は、翌営業日に振替をします。
- (3) 振替日には確実に振替ができるよう、前日（振替日が月曜日の場合は前週の金曜日）までに、**月賦額に手数料を上乗せした金額**を入金しておいてください。
- (4) **口座振替ができなかった場合は、翌月の指定日に2か月分振替をします。その際は2か月分の手数料(11円(又は33円)×2か月分)が必要となります。**

※ なお、口座振替ができなかった場合に、別途、払込票やATM等による直接入金を行っても、(4)による2か月分の振替が行われ、重複入金となる場合がありますので、十分注意してください。

万一、重複入金してしまった場合、原則、繰上返還（返還期間短縮）扱いとなり、返金はいりませんので、あらかじめ御了承ください。

注： 残高不足とならないよう指定日前には必ず残高確認をしてください。

2 月賦返還（口座振替）額

- (1) 月賦返還（口座振替）額は、貸与を受けた奨学金の額により定額となります。
「奨学金返還明細書」に記載されていますので、確認してください。
- (2) 「奨学金返還明細書」に記載されている月賦額以上の返還を希望する場合は、財団へ連絡してください。
なお、月賦額以上の入金は、原則、繰上返還（返還期間短縮）扱いとなります。

【参 考】

貸与を受けた奨学金の額	月賦額	貸与を受けた奨学金の額	月賦額
100,000円以下	1,700円	1,000,000円を超え1,200,000円以下	7,500円
100,000円を超え200,000円以下	2,500円	1,200,000円を超え1,400,000円以下	8,400円
200,000円を超え300,000円以下	3,400円	1,400,000円を超え1,600,000円以下	9,200円
300,000円を超え500,000円以下	4,200円	1,600,000円を超え2,000,000円以下	10,000円
500,000円を超え700,000円以下	5,000円	2,000,000円を超え2,600,000円以下	10,900円
700,000円を超え800,000円以下	5,900円	2,600,000円を超えるもの	貸与総額の240分の1
800,000円を超え1,000,000円以下	6,700円		

3 利用できる金融機関及び手数料

鹿児島銀行本支店、南日本銀行本支店又はゆうちょ銀行本支店のみ利用可能です。

- (1) 契約手数料は無料です。
- (2) **毎月の振替手数料は自己(返還者)負担となります。**
月賦額に振替手数料を加算した額を、毎月指定した口座から振り替えます。

金融機関名	鹿児島銀行	南日本銀行	ゆうちょ銀行
振替手数料（毎月）	33円	11円	33円

※ 金融機関の改定により手数料が変更になる可能性があります。

4 口座振替手続

- (1) 学校から配布される「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、「3 利用できる金融機関」のうち**希望する金融機関の本・支店の窓口で手続をします**。(記入例を参考に必要事項を記入し、切り離さずに4枚とも窓口へ提出してください。)

手続の際には、奨学生番号が記入してあるか必ず確認してください。

- (2) 当財団から奨学金が振り込まれていた口座を、振替口座として利用することもできます。その場合も「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を記入し、鹿児島銀行の本支店の窓口で手続をする必要があります。
- (3) 金融機関での手続が終わりましたら、【奨学生控】と【学校控】を受取り、【学校控】を各学校の奨学金担当者へ提出してください。
- (4) **手続は、各学校の締切日までに済ませてください。**

5 返還残額通知

奨学金の返還期間中、年に1回(5月末)、返還残額の状況をお知らせする「返還残額通知書」を送付します。

6 返還完了通知

返還が完了した翌月以降に「返還完了通知書」を送付します。

7 返還金納入の督促等

(1) 延滞利息

正当な理由がなく、奨学金を返還すべき期日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0%の割合を乗じた延滞利息が加算されます。

(2) 返還の督促・催告 (文書・電話・訪問)

返還金を滞納した場合には、次のような督促や催告を行います。

① 口座振替不能通知の送付

残高不足等で口座振替ができなかった場合は、本人へ「口座振替不能について(お知らせ)」を送付します。翌月の指定日に2か月分振替をします。

② 督促状の送付

滞納が発生した場合は、本人、第一・第二連帯保証人へ「督促状」を送付します。指定期日までに滞納額及び延滞利息を支払ってください。

③ 電話督促、訪問督促

滞納者には督促状を送付するほか、財団職員や出身学校の職員等が、本人、第一・第二連帯保証人の自宅や勤務先へ、電話又は訪問による直接督促を行います。

④ 催告状の送付

督促状の送付後も入金がなかった場合は、本人、第一・第二連帯保証人へ「催告状」を送付します。指定期日までに返還残額及び延滞利息の全部を一括返還してください。

※ 督促にもかかわらず、入金がない場合は、分割して返還する権利を失い、全額を一括返還することとなります。

(3) 法的措置 (裁判所への支払督促申立、強制執行申立)

督促や催告にもかかわらず返還に応じない場合は、本人、第一・第二連帯保証人に対し、次のような厳しい措置を行います。

なお、これらの手続に要した費用はあなたの負担になります。

① 支払督促申立

簡易裁判所への支払督促申立を行い、返還期限が到来していない分を含め返還残額全部の一括返還を請求することになります。

② 強制執行申立

上記①の請求にもかかわらず返還がない場合、**地方裁判所への強制執行申立**を行い、最終的には給与や預貯金等の財産を差し押さえることとなります。

IV 返還期限猶予について

1 返還期限猶予

次の理由で返還が困難になった場合、申請により返還期限を先送りできる制度です。

- ア 高等学校、高等専門学校、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、専修学校（高等課程又は専門課程）、大学院に在学しているとき。
- イ 奨学金貸与を辞退した後も在学しているとき。
- ウ 奨学金貸与終了後も卒業期が延びた等、引き続き在学しているとき。
- エ 各種学校等に在籍しているとき。
- オ 傷病等により就労できず返還が困難なとき。
- カ 低収入（年収130万円程度以下）等により返還が困難なとき。
- キ 未就職のとき。
- ク その他やむを得ない事情がある場合（※事前に財団へ相談してください。）

※ 猶予承認後、アからクの条件に該当しなくなった場合は、必ず財団に申し出てください。

2 返還期限猶予の申請

返還期限の猶予を希望する場合は、返還期限の到来する1か月前までに、「奨学金返還期限猶予申請書」（P12参照）を、下表記載の証明書等を添付して、財団へ提出してください。手続きが遅れると猶予が認められなくなり、返還が始まります。

また、返還金の滞納がある場合は、返還期限の猶予は認められません。滞納解消後、手続きを行ってください。

※ 添付証明書等一覧

申請の事由	添付証明書等	証明書発行者	猶予期間
高校・大学等在学	在学証明書	在学する学校の長	在学期間中
通信制課程在学			1年間 (1年ごとに申請)
各種学校在学	在学証明書	在学する学校の長	在学期間中
傷病	医師の診断書等	医師	1年間 (1年ごとに申請)
入学(受験)準備中	1 その事実を明らかにする証明書 (例：無職無収入証明書)	出身学校長	
未就職		民生委員	
低収入		市区町村長	
その他やむを得ない事情	3 調査書 (P14参照)	その事実を証明できる第三者	

注)・ 添付証明書等は、3か月以内に発行されたものでなければなりません。

・ その他必要に応じて上記以外の証明書等を添付していただく場合があります。

・ 低収入とは、給与収入で概ね年収130万円程度以下を指します。給与収入以外の場合は、財団へ相談してください。

大学等への進学以外で猶予の理由が続いている場合は、1年ごとに申請する必要があります。

3 返還期限猶予の承認

返還期限猶予承認後、返還期限猶予承認書を送付します。

V 返還免除について

1 返還免除

本人が死亡又は心身障害のため返還ができなくなった場合に、本人又は連帯保証人からの申請により、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる制度です。

2 返還免除の申請

事前に財団へ相談してください。

3 留意点

滞納があるなど、返還状況等により免除できない場合や、内容によっては、返還期限猶予の申請をしていただく場合もあります。

VI その他の諸届について

貸与規程第14条の規定により、以下の変更が生じた場合には、本人又は連帯保証人が届け出なければなりません。

以下の届出がない場合、財団からの重要な通知が届かなくなり、滞納の原因の一つになりますので、必ず手続を行ってください。

変更の届出がなされず滞納となった場合は、催告状をもって、分割して返還する権利を失い、返還未済額の全額の返還を求めることもあります。

1 転居・改氏名・転籍・勤務先変更届について

住所・氏名・電話番号・本籍地・勤務先に変更があった場合は、「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」を提出してください。（様式はP10参照） ※FAX可

2 連帯保証人変更届について

連帯保証人死亡など、連帯保証人を変更すべき事由が生じた場合は、「連帯保証人変更届」を新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付の上、提出してください。（様式はP11参照）

3 その他

諸手続等で不明な点がありましたら、財団へ連絡してください。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

転居・改氏名・転籍・勤務先変更届

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

以下のとおり（ 転居・改氏名・転籍・勤務先変更 ）したのでお届けします。

※ 該当するものを○で囲んでください。

届出者氏名（自署）

奨学生番号	第	号	奨学生氏名	
(本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人) ※今回変更する人を○で囲んでください。				
フリガナ				
氏 名 (改氏名は変更前)				
変更内容				
転 居	フリガナ			
	新 住 所	〒		
	電 話 番 号	()	—	携帯電話 () —
改 氏 名	フリガナ			
	新 氏 名			
転 籍	新 本 籍 地	筆 頭 者 氏 名		
勤 務 先	勤 務 先 名			
	勤 務 先 住 所	〒		
	電 話 番 号	()	—	
異 動 年 月 日		年 月 日		

通 信 欄

- 1 住所変更、氏名の変更、本籍地の変更、勤務先の変更等があった場合は、必ず届け出てください。
- 2 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

連帯保証人変更届

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

以下のとおり変更しましたので、お届けします。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本人 (自署)	奨学生番号	第	号	出身学校名			
	住 所	〒 (-)					
	電話番号	()	-	携帯電話	()	-	
	氏 名	Ⓢ					
	勤務先名				職 業		
新連帯保証人 (自署)	(第一連帯保証人・第二連帯保証人) ※今回変更する人を○で囲んでください。						
	本 籍	筆頭者					
	住 所	〒 (-)					
	電話番号	()	-	携帯電話	()	-	
	フリガナ						
	氏 名	実印					
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	本人との続柄	
	勤務先名				職 業		
	勤務先住所	〒 (-)					
電話番号	()	-					

旧連帯保証人氏名 ()

旧連帯保証人住所 [〒 -]

変 更 の 事 由 ()

※ 旧連帯保証人氏名、住所及び変更の事由は、旧連帯保証人本人が自署すること。
ただし、死亡の場合等は、奨学生本人が自署すること。

- ※ 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑を押印すること。
また、第一・第二連帯保証人の印鑑は実印とし、新たな連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。
- ※ 第一連帯保証人は、原則として保護者（親権者）とする。いない場合は、兄弟又はこれにかわる者。
第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、保証能力のある成年者とし、第二連帯保証人は、本人及び第一連帯保証人とは別生計の者とする。自己破産者（免責になった者も含む。）及び再生債務者は不可。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

奨学金返還期限猶予申請書

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

私は、以下の理由により、奨学金返還期限を猶予してくださるよう別紙証明書等を添えて、申請します。

なお、猶予期間終了後は、規定により返還を開始します。

本人 (自署)	奨学生番号	第	号	出身学校名				
	住 所	〒				—		
	電話番号	(	)	—	携帯電話番号	(	)	—
	氏 名							
連帯保証人 (自署)	住 所	〒				—		
	電話番号	(	)	—	携帯電話番号	(	)	—
	氏 名							

1 猶 予 申 請 期 間 年 月 日 から
年 月 日 まで

2 理 由

3 添付した証明書等名

添付証明書等

大学等在学中の場合・・・・・・・・・・・・・・ 在学証明書
各種学校等在学中の場合・・・・・・・・・・・・・・ 在学証明書
病気療養等により就労困難の場合・・・・・・・・・・・・ 医師の診断書
入学準備中の場合や無職の場合・・・・・・・・・・・・ 無職無収入証明書等
県内居住、就業中の3年間（大学等入学時奨学金地方創生枠）・・・・ 就業証明書等

※ 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

申 立 書

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

本 人 (自 署)	奨学生番号	第	号	出身学校名		
	住 所	〒				
	電話番号	()	—	携帯電話	() —	
	氏 名					
連 帯 保 証 人 (自 署)	住 所	〒				
	電話番号	()	—	携帯電話	() —	
	氏 名					

私は、現在（無職無収入・低所得）であることを申し立てます。
※該当するものを○で囲んでください。

※ 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

【届出等に必要な用紙は、コピー又は財団のホームページからダウンロードしてください。】

調 査 書

申 請 者

[奨学生番号]

[氏名]

これまでの返還状況

今回返還期限猶予申請するに至った理由

今後の返還についての見込み

その他特記事項

公益財団法人鹿児島県育英財団

※ 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

調 査 書

申 請 者 [奨学生番号] 9988776 [氏名] 育 英 華 子

これまでの返還状況

××ストアに勤務しており、毎月の給与でなんとか返還していた。

今回返還期限猶予申請するに至った理由

体調を崩したため、令和〇年〇月〇日付けで退職した。夫も、不況のためリストラにあい、勤務先を退職したため収入がなくなった。貯金を崩しながら、３人の子どもと高齢の義母を抱えての生活はぎりぎりの状態である。

今後の返還についての見込み

来年の△月までにはなんとか再就職したいと思い、体調を整えながら職を探している。

返還期限猶予が終了した後は、規定に従って必ず返還します。

その他特記事項

M E M O

A blank memo page with horizontal dashed lines and a decorative border. The page is designed for writing, with the title 'M E M O' at the top center. The border is composed of a dashed line with diagonal hatching at the corners. The page contains 20 horizontal dashed lines for writing.

※ 質問や疑問などがありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)

公益財団法人鹿児島県育英財団

電話 099-286-5244(直通)

FAX 099-286-5229

ホームページURL: <http://www.kagoshima-ikuei.jp>

鹿児島県育英財団

検索

※口座振替日や各種手続等、返還に関する情報も掲載しています。